

○成田市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成25年6月27日

規則第75号

改正 平成28年6月22日規則第55号

(趣旨)

第1条 この規則は、成田市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成24年条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める休館日)

第2条 条例第8条第1項の表に規定する管理運営上必要な日で規則で定める日は、毎月第4月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（1月1日を除く。以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日）とする。

(使用の申請)

第3条 条例第9条第1項の許可を受けようとする者は、コミュニティセンター使用許可申請書（別記第1号様式）により指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請が競合したときは、申請の到達順位又は抽選により申請の優先順位を決定するものとする。

(使用の許可)

第4条 指定管理者は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、コミュニティセンター使用許可書（別記第2号様式。以下「使用許可書」という。）を当該申請をした者に交付するものとする。

(使用の変更又は取消し)

第5条 条例第9条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可の内容を変更し、又は当該許可に係る使用を取り消そうとするときは、コミュニティセンター使用変更・取消許可申請書（別記第3号様式）に使用許可書を添えて、速やかに指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請を許可したときは、コミュニティセンター使用変更・取消許可書（別記第4号様式）を当該申請をした者に交付するものとする。

(原状変更の申請)

第6条 条例第11条第1項の規定により貸出施設又は附属設備に特別の設備をし、又は変更を加えようとする者は、コミュニティセンター原状変更許可申請書（別記第5号様式）に指定管理者が必要と認める書類及び図面を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、コミュニティセンター原状変更許可・不許可決定通知書（別記第6号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（利用料金の支払）

第7条 使用者は、指定管理者が指定する期限までに利用料金を支払わなければならない。ただし、国又は本市以外の地方公共団体が使用する場合は、この限りでない。

（物品の販売等における利用料金の加算）

第8条 条例別表第2の備考の2（4）（条例別表第3の備考の1において準用する場合を含む。）の物品の販売その他の営利を目的とした行為で規則で定めるものは、物品の販売（市長が特別の理由があると認める物品の販売を除く。）及び販売を目的とした商品、作品等の展示とする。

（利用料金の減免）

第9条 条例第14条の規則で定めるときは、次の各号に掲げるとおりとし、免除する額は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 本市が直接使用するとき 全額
- (2) 区又は自治会がその活動の一環として使用するとき 半額
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき 全額又は半額

（利用料金の減免申請等）

第10条 条例第14条の規定により利用料金の全部又は一部の免除を受けようとする者は、コミュニティセンター利用料金減免申請書（別記第7号様式）により指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、コミュニティセンター利用料金減免決定・却下通知書（別記第8号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（利用料金の返還）

第11条 条例第15条ただし書の規則で定めるときは、次の各号に掲げるとおりとし、返還する額は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 使用者の責に帰することができない理由によりその使用ができなくな

ったとき 全額

- (2) 条例別表第2及び別表第3に掲げる施設並びに条例別表第4に掲げる附属設備のうち、公津の杜コミュニティセンターの多目的ホール、控室及び市民ギャラリーにあってはその使用を開始する日の1月前、その他の施設等にあってはその使用を開始する日の7日前までに使用の取消しを申し出たとき 60パーセントの額

(利用料金の返還申請等)

第12条 条例第15条ただし書の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、コミュニティセンター利用料金返還申請書（別記第9号様式）に利用料金を支払ったことを証する書面を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、コミュニティセンター利用料金返還決定・却下通知書（別記第10号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

(駐車料金の減免)

第13条 条例第17条第3項において準用する条例第14条の規則で定めるときは、次の各号に掲げるとおりとし、免除する額は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 本市が直接使用するとき 全額
- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車するとき 全額
- (3) 公津の杜コミュニティセンターの施設、成田市公津の杜なかよしひろば又は成田市立図書館公津の杜分館の利用者で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けたものが乗車する普通自動車を駐車するとき 全額
- (4) 成田市公津の杜なかよしひろばの利用者（身体障害者手帳の交付を受けた者を除く。）が駐車するとき 1回につき400円（駐車料金の額が1回につき400円に満たないときは、当該駐車料金の額）

(駐車料金の減免申請等)

第14条 条例第17条第3項において準用する条例第14条の規定により駐車料金の全部又は一部の免除を受けようとする者は、成田市公津の杜コミュニティセンター駐車場駐車券（以下「駐車券」という。）を提示して、口頭により市長に申請しなければならない。この場合において、前条第3号に該当することにより申請しようとするときは、身体障害者手帳を提示しなけれ

ばならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、駐車料金の全部又は一部を免除することが適当であると認める者に対しては、駐車券に当該駐車料金の全部又は一部を免除する措置を行うものとする。

(遵守事項)

第15条 コミュニティセンターを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設、設備、備品等の損傷及び減失に注意すること。
- (2) 他の人に迷惑をかけないように使用すること。
- (3) 使用後は、確実に原状に復すること。
- (4) 指定管理者の指示に従うこと。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。

(成田市三里塚コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の廃止)

- 2 成田市三里塚コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成17年規則第34号)は、廃止する。

附 則 (平成28年6月22日規則第55号抄)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別記

第1号様式

コミュニティセンター使用許可申請書

(あて先)

	申請日	
住 所 (所在地)	TEL	
申請者氏名 (団体名・代表者氏名)		
担当者氏名	(署名欄)	TEL


コミュニティセンターを使用したいので、次のとおり申請します。

行事名(内容)				
使用施設名	使用年月日・時間	使用者数	基本利用料金	
1				
2				
3				
4				
5				
利用料金の内訳	基本利用料金 割増料 合計			
備考				

コミュニティセンター使用許可書

		許可日	
住 所 ( 所 在 地 )	TEL		
申 請 者 氏 名 ( 団 体 名 ・ 代 表 者 氏 名 )			

コミュニティセンターの使用について、次のとおり許可します。

指定管理者 

行 事 名 ( 内 容 )				
使 用 施 設 名	使用年月日・時間	使用 者 数	基 本 利 用 料 金	
1				
2				
3				
4				
5				
利 用 料 金 の 内 訳	基本利用料金 割増料 合 計			
許 可 条 件 等				

第3号様式

コミュニティセンター使用変更・取消許可申請書

(あて先)

	申請日	年 月 日
住 所 ( 所 在 地 )	TEL	
申 請 者 氏 名 ( 団 体 名 ・ 代 表 者 氏 名 )		
担 当 者 氏 名	(署名欄)	TEL

コミュニティセンターの使用の変更・取消しをしたいので、次のとおり申請します。

行 事 名 ( 内 容 )			
申 請 の 理 由			
使 用 施 設 名	使 用 年 月 日 ・ 時 間	基 本 利 用 料 金	
変 更 前			
変 更 後			
変 更 前 利 用 料 金 の 内 訳	基本利用料金 割増料  合 計	変 更 後 利 用 料 金 の 内 訳	基本利用料金 割増料  合 計 差引利用料金
備 考			

コミュニティセンター使用変更・取消許可書

		許可日	年 月 日
住 所 ( 所 在 地 )	TEL		
申 請 者 氏 名 ( 団 体 名 ・ 代 表 者 氏 名 )			

コミュニティセンターの使用の変更・取消しについて、次のとおり許可します。

指定管理者  印

行 事 名 ( 内 容 )			
使 用 施 設 名		使 用 年 月 日 ・ 時 間	基 本 利 用 料 金
変 更 前			
変 更 後			
変 更 前 利 用 料 金 の 内 訳	基本利用料金	変 更 後 利 用 料 金 の 内 訳	基本利用料金
	割増料		割増料
	合 計		合 計
			差引利用料金
許 可 条 件 等			



第5号様式

コミュニティセンター原状変更許可申請書

(あて先)

	申請日	年 月 日
住 所 ( 所 在 地 )	TEL	
申 請 者 氏 名 ( 団 体 名 ・ 代 表 者 氏 名 )		
担 当 者 氏 名	(署名欄)	TEL

コミュニティセンターの原状変更をしたいので、次のとおり申請します。


行 事 名 ( 内 容 )			
申 請 の 理 由			
使 用 日 時	年 月 日	午前 午後	時 分から
	年 月 日	午前 午後	時 分まで ( 日間)
使 用 施 設 名		使用許可番号	
変 更 の 内 容			
備 考			

コミュニティセンター原状変更許可・不許可決定通知書

住 所 ( 所 在 地 )	TEL
申 請 者 氏 名 ( 団 体 名 ・ 代 表 者 氏 名 )	

年 月 日付けで申請のあった原状変更について、次のとおり許可・不許可することに決定したので通知します。

年 月 日

指定管理者 

1 許可

行 事 名 ( 内 容 )			
使 用 日 時	年 月 日	午前 午後	時 分から
	年 月 日	午前 午後	時 分まで ( 日間)
使 用 施 設 名		使用許可番号	
変 更 の 内 容			
許 可 条 件 等			

2 不許可

理 由	
-----	--

第7号様式

コミュニティセンター利用料金減免申請書

(あて先)

	申請日	年 月 日
住 所 ( 所 在 地 )	TEL	
申 請 者 氏 名 ( 団 体 名 ・ 代 表 者 氏 名 )		
担 当 者 氏 名	( 署 名 欄 )	TEL

コミュニティセンターの利用料金の減免を受けたいので、次のとおり申請します。


行 事 名 ( 内 容 )				
申 請 の 理 由				
使 用 施 設 名	使用年月日・時間	施設利用料金の額	減 免 申 請 額	
1				
2				
3				
4				
5				
合 計				
備 考				

コミュニティセンター利用料金減免決定・却下通知書

住 所 ( 所 在 地 )	TEL
申 請 者 氏 名 ( 団 体 名 ・ 代 表 者 氏 名 )	

年 月 日付で申請のあった利用料金の減免について、次のとおり決定・却下したので通知します。

年 月 日

指定管理者 

1 決定

行 事 名 ( 内 容 )				
使 用 施 設 名	使用年月日・時間	施設利用料金の額	減 免 額	
1				
2				
3				
4				
5				
合 計				

2 却下

理 由	
-----	--

第9号様式

コミュニティセンター利用料金返還申請書

(あて先)

	申請日	年 月 日
住 所 ( 所 在 地 )	TEL	
申 請 者 氏 名 ( 団 体 名 ・ 代 表 者 氏 名 )		
担 当 者 氏 名	( 署 名 欄 )	TEL

コミュニティセンターの利用料金の返還について、次のとおり申請します。

行 事 名 ( 内 容 )			
申 請 の 理 由			
使 用 施 設 名	使用年月日・時間	既納利用料金	返 還 申 請 額
1			
2			
3			
4			
5			
合 計			
備 考			

コミュニティセンター利用料金返還決定・却下通知書

住 所 ( 所 在 地 )	TEL
申 請 者 氏 名 ( 団 体 名 ・ 代 表 者 氏 名 )	

年 月 日付で申請のあった利用料金の返還について、次のとおり決定・却下したので通知します。

年 月 日

指定管理者  印

1 決定

行 事 名 ( 内 容 )				
使 用 施 設 名	使 用 年 月 日 ・ 時 間	既 納 利 用 料 金	返 還 額	
1				
2				
3				
4				
5				
合 計				

2 却下

理 由	
-----	--